

旧知名町役場物品即売会
実施要領

令和8年2月

知名町総務課

庁舎移転に伴い不用となった物品の即売会を実施します。即売会の参加にあたっては、以下の要領を熟読し、内容をご理解、承知の上、ご参加ください。

1 即売会の概要

(1) 実施期間

- ① 閲覧・入札期間 ※事前申込み不要

令和8年2月21日（土）～22日（日）午前9時～午後4時まで

（受付時間：午前8時50分から午後3時30分まで）

- ② 開札結果発表日時

令和8年2月23日（月・祝）午前9時～午後1時まで

（開場時間：午前8時50分）

※ 最高入札価格が複数で同額となった場合の抽せんは、午前10時から開始します。開札結果については、抽せん開始時間前に必ずご確認ください。

- ③ 物品搬出日時

令和8年2月23日（月・祝）の代金納入後～午後5時まで

（搬出数量や内容によっては、搬出日を別途指定する場合があります。）

(2) 場所 旧知名町役場本庁舎（知名町知名307番地）

(3) 即売会入札に参加できる者

個人又は法人（町内外不問）。ただし、次の各号に該当する者を除く。

- ① 契約を締結する能力を有しない者

- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号から第6号までの規定に該当する者

- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員

- ④ 売払物品を公序良俗に反する目的に使用しようとする者

- ⑤ 前各号のいずれかに該当する事実があった者の代理人又は委託等を受けた者

- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めた者

(4) 売却方法

- ① 一般競争入札に準ずる。

町が提示する最低入札価額以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最高価格入札者又は代理人（以降、「最高価格入札者等」という。）がした入札が無効となった場合若しくは最高価格入札者等が会場にいない場合は、原則として最低売却価格以上の次順位者を落札者とします。（代理人による入札の場合は、事前に作成した「委任状（様式第8号）」を受付時に提出する。）

- ② 本入札に係る入札保証金は、知名町契約規則（昭和58年知名町規則第2号）第6条第3号の規定に基づき免除とします。
- ③ 本契約に係る契約保証金は、知名町契約規則（昭和58年知名町規則第2号）第33条第5号の規定に基づき免除とします。

(5) 閲覧・入札方法

閲覧・入札期間内に、旧庁舎内の受付窓口にて受付を済ませ、現地にて現物を確認し、購入希望の物品がある場合には、各物品に設定されている最低入札価格をご確認の上、入札書に入札価格（税抜）を記載の上、入札箱に投函してください。ただし、次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札参加資格の無い方が落札した入札
- ② 入札書を所定の日時までに提出しなかった入札
- ③ 入札者の受付番号等が無い入札
- ④ 入札者が同じ物品に2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
- ⑤ 入札者が、他の入札代理人となり入札した入札
- ⑥ 入札金額、入札者の受付番号その他主要部分が識別しがたい入札
- ⑦ 入札金額を訂正した入札
- ⑧ 入札金額が、最低入札価格未満の入札
- ⑨ その他入札に関し、不正入札行為をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札

注1 受付は直接現地で行うものとし、郵送、電話及びメール等での受付はできません。

注2 いかなる場合でも、一度投函した入札書の差替え、修正・変更、取止めはできません。投函前に内容の確認をお願いします。

(6) 落札結果の発表について

- ① 開札は、入札期間終了後、職員複数名の立会いのもと開札を行い、開札結果発表日に受付周辺にて開札結果を公表します。抽せんの場合がございますので、午前10時までに必ずご自身で結果をご確認ください。
- ② ①において、最高価格が同額の入札者が複数いる場合は、開札結果発表日の午前10時から、最高価格入札者等によるくじで落札者を決定します。ただし、最高価格入札者等の一部が入札会場にいない場合は、入札を辞退したものとみなし、入札会場にいる最高価格入札者等のみでくじにより落札者を決定します。最高価格入札者等の全員が入札会場にいない場合は、その入札を取り止めとします。

(7) 代金の納入

- ① (6) により落札決定となった者は、当日中に受付にて、消費税を含めた合計代金を現金で一括納入し、領収書を受領するものとする。（代金の後納、分割払いや現金以外（クレジットカードやキャッシュレス決済など）で

のお支払いはできません。)

- ② 釣銭が不要となるよう小銭や千円札等の準備をお願いします。

(8) 物品の搬出

- ① 代金納入後は現地会場から落札物品を搬出し、各自解散となります。荷台等に物品を積載する際は、紐等で確実に固定し、物品の落下等による事故とならないよう安全運転でお帰りください。
- ② 持帰り用の袋や梱包資材等はありませんので、購入者において準備をお願いします。また、その他運搬等の一切の費用及び手続きは、購入者の負担となりますのであらかじめご了承ください。
- ③ 搬出の作業中に破損した場合、引渡し後の不調や故障、隠れた瑕疵等についての返金や補償、物品の返品等は一切受け付けません。

2 その他留意事項

(1) 物品にかかる注意事項

- ① 物品は現状有姿での引渡しとなります。
- ② 数に限りがありますので、売切れの場合があります。
- ③ 職員による物品の説明はありません。
- ④ 物品のクリーニングは行っておりません。
- ⑤ 物品には、使用の経年劣化による破損箇所や傷、汚れ等があります。
- ⑥ 物品は令和6年5月の閉庁時まで使用していましたが、従来の性能、安全を保障するものではありません。
- ⑦ 専門家の調整や一部修理を要する場合がありますが、修理費用等については、知名町は一切負担しません。
- ⑧ 電気製品等について、当日の動作確認はできません。
- ⑨ 物品の部品が欠損している場合があります。
- ⑩ 購入後の不良に対する苦情には応じかねます。

(2) 会場にかかる注意事項

- ① 会場内にお手洗いはありません。
- ② 会場内に冷暖房設備はありません。
- ③ お車でお越しの場合は、稻水公園前駐車場に駐車してください。
- ④ 閲覧・入札期間は敷地内に車両の乗入はできません。搬出時間内のみ車両の乗入は可としますが、敷地内は徐行し、安全運転に努めてください。

(3) その他

- ① 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第2項第1号又は第2号に該当する者が、転売目的で購入する場合、古物営業法上必要な資格を有するとともに関係法令を遵守すること。また、売却の際は知名町が所有していた履歴が明らかとなる表示類等（備品シール等）があった場合は、それを

抹消すること。

- ② 取得した物品は適切に使用・処分するものとし、不法投棄等違法行為は行わないこと。
- ③ 売払い対象物品の公開後、公共の用に供する等の事情が生じた場合は、売払い対象から除外することがあります。

○お問合せ先

〒891-9295

鹿児島県大島郡知名町知名1100番地

知名町総務課 財産管理係

電話：0997-84-3156（直通）

(別紙) 即売会の流れ (概要版)

1 閲覧・入札

【日時】令和8年2月21日（土）～22日（日）の午前9時～午後4時まで

(受付時間：午前8時50分から午後3時30分まで)

【場所】旧知名町役場の各棟

【持参するもの】①身分証明証（運転免許証、マイナンバーカード等）

②（代理人の場合）申込者が捺印した委任状

(1) 受付について（場所：現地旧庁舎1階）

入札に参加する方は、本人又は代理人が直接受付にて、入札申込書などの必要書類に記入し、受付にて受付票及び入札書様式の交付を受けてください。（入札書は本入札期間内専用様式です。）

※ 代理人による入札の場合は、事前に委任状を作成し、委任者の印若しくは社判を捺印して、当日持参してください。（本人による申込で自署及び身分証明書等による本人確認ができれば印鑑不用。）

※ 受付時に本人確認を行いますので、身分証明証をご持参ください。

(2) 閲覧・入札（別添会場案内参照）

受付完了後は、開場時間内に直接物品の閲覧・確認を行い、入札書に希望する入札金額（税抜）を記載の上、受付に設置された入札箱に投函してください。閲覧及び入札期間は上記の2日間限りです。

※ いかなる場合でも、一度投函した入札書の差替え、修正・変更、取止めはできません。投函前に内容の確認をお願いします。

2 開札結果の発表日時及び代金の支払い

【日時】令和8年2月23日（月・祝）午前9時～午後1時まで

(開場：午前8時50分)

【場所】旧知名町役場 本庁舎1階

【持参するもの】①現金（お釣りのないよう千円札や小銭をご準備ください。）

②受付票（閲覧・入札受付時に配布されたもの）

(1) 開札及び開札結果について

開札は、閲覧・入札期間終了後、事前に職員複数名の立会いにより、物品番号1—1—1番から順次開札します。落札結果については、受付周辺にて掲示します。抽せんの場合がございますので、午前10時までにご自身で必ずご確認ください。

(2) 抽せんについて

入札価格が同額の場合は、開札結果の発表日の午前10時からくじによる抽せんを物品ごとに順次行います。くじは、入札者又は代理人が行うものとし、入札者又は代理人が不在の場合は抽せんを辞退したものと見なしますので、あらかじめご了承ください。

また、抽せん対象者に町から事前に連絡はしませんので、必ず午前10時以前に開札結果をご自身でご確認ください。

(3) 代金の支払いについて

落札結果がすべて判明した方は、受付隣の代金納入場所で、落札金額に消費税を乗じた額を加算した合計額を、一括現金にてお支払ください。
抽せんとなった物品がある方については、当該物品の抽せん完了後に合計額をお支払ください。

代金納入時に領収証を発行します。

※ 代金の後納、分割払いや現金以外（クレジットカードやキャッシュレス決済など）でのお支払いはできません。

3 落札物品の搬出

【日時】令和8年2月23日（月・祝）の代金納入後～午後5時まで

【持参するもの】（必要に応じて）梱包材、固定用ロープ等の持帰りに必要な資材等

(1) 落札物品の搬出について

お支払いが完了している方は、上記時間内で隨時搬出が可能です。搬出後は隨時解散ください。搬出にあたっては、ほかの物品及び建物・設備を損壊しないように注意するとともに、通行人との衝突等、安全に配慮し搬出すること。

(2) 搬出が容易でないものについて

搬出に工事を要するもの、重機を要するものについては、搬出方法を町と事前に相談すること。搬出日については別途日時を調整するのであらかじめご了承ください。

4 その他

- ① 物品の閲覧期間外の事前見学は行いません。
- ② 本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、知名町財務規則の定めるところにより処理します。